

長崎県弁護士会所属
弁護士法人ふくざき
法律事務所
弁護士 福崎 龍馬

医療現場における 個人情報・プライバシー保護と 知っておくべき法律知識

（日本赤十字社長崎原爆病院）

自己紹介

- ・長崎県長崎市生まれ
- ・弁護士法人ふくざき法律事務所所属
- ・2016年に弁護士登録
- ・2023年に情報処理安全確保支援士登録
- ・長崎県個人情報保護審査会会長

患者の個人情報^が漏洩した場合の
民事上の責任（損害賠償）

看護師が患者の病状等を夫に漏洩したことについて 病院の責任が認められた事案 (福岡高裁H24.1.17判決)

【事案の概要】

- ・ 患者A（18歳）は、平成18年に左腸骨ユーイング肉腫と診断されY病院に入通院していた
- ・ 平成20年6月、Y病院の看護師であるBは、夫のCに対し、「大変重い病気にかかっている若い子がおり、母親は夜の仕事をしています、仕事が終わって朝少し休憩した後、看護のため付き添っている。うちにも子供が3人いるが、もしそういうことが起きたら私たちにはそんなことはできない。」といった趣旨の話をした
- ・ 患者Aの母親であるXは、飲食店を営んでいたところ、夫CはXの営む飲食店に来店し、Xに対して「娘さん、長くないんだって。」「あと半年の命なんだろ。」などと述べた。
- ・ 母Xは、看護師Bが患者Aの情報を漏洩し、全く関係ない夫CからAの余命が半年であることを聞かされたことで精神的苦痛を受けたとして、Y病院に対し損害賠償請求訴訟を提起した

看護師が患者の病状等を夫に漏洩したことについて 病院の責任が認められた事案 (福岡高裁H24.1.17判決)

【裁判所の判断】

- ・ Y病院はB看護師の使用者として、勤務時間及び勤務場所の内外を問わず職務上知りえた秘密を漏洩しないよう監督する義務を負っている
- ・ Y病院は職員に対して個人情報に関する指導は度々行っていたものの、秘密の漏洩の意味やその恐れについて具体的に注意を喚起するものであったとはいえず、不十分のものであった
- ・ 裁判所は、Y病院にXに対する **1 1 0 万円**の損害賠償支払義務を認めた

⇒ 患者遺族が、**看護師個人**に対しても提訴していたら、看護師も同程度の支払いを命じられたと思われる

患者個人情報をPCに複製して 院外に持出し盗難に遭った事案 (東京地裁H25.3.28判決)

【事案の概要】

- ・ 医師が、乳がんの治療を受けた患者の臨床写真を含む患者個人情報を、ノートパソコン（以下「PC」）に複製し、病院規定に従うことなく院外に持出し、自動車に放置していたところ車上荒らしにあった患者個人情報ごとPCを盗難された

【裁判所の判断】

- ・ 患者の個人情報を適切に管理しなかった被告（病院）の過失によって、原告は内心の静穏な感情を侵害され、その程度は受忍すべき限度を超えているとして、
- ・ **30万円**の慰謝料を認めた
- ・ なお、本件において、原告は、病院のみに対して管理責任を追及し、訴訟提起しているが、仮に、患者個人情報を持ち出した医師に対しても訴訟提起していたら、医師自身も賠償責任を負う（病院との連帯債務）ことになっていた可能性が高いと考えられる

業務と関係なく、興味本位で 患者の電子カルテを閲覧する行為の問題

- ・ 個人情報の漏洩事件における慰謝料額について、裁判所は、従前、一人当たり、**5000円～3万円程度**の慰謝料額を認めるものが多かった（宇治市住民基本台帳事件、ヤフーBB事件、TBC事件等）
- ・ 上記の**福岡高裁H24.1.17判決（110万円）**、**東京地裁H25.3.28判決（30万円）**では、秘密性の高い情報であることなどを理由として、大幅に増額されている（医療機関の扱う情報は秘密性が高い）
- ・ さらに、本事案では、**PCにパスワードロックが付されており、外部に情報が公開されるなどした事実は認められない**、との裁判所による認定がされているが、それにもかかわらず、高額な慰謝料が認められている
- ・ したがって、“**外部・第三者に情報が公開されること**”は、賠償責任発生の必須要件ではない
- ・ 外部・第三者に公開する行為を伴わなくとも、医療従事者が、患者情報を不正閲覧したこと自体により、「内心の静穏な感情を害された」ものとして、賠償責任が認められる可能性がある

業務と関係なく、興味本位で 患者の電子カルテを閲覧する行為の問題

- ・ 興味本位や私怨を目的とした、業務外での電子カルテの閲覧については（個人情報情報を外部に流出させない限り）刑事罰までは課される可能性は低いですが、下記の事案のように、懲戒処分等の対象になる

2020年8月21日産経新聞ネットニュース記事

- ・ 報道によると、
- ・ 「鳥取県内初の新型コロナウイルス感染者の男性が入院した県立中央病院で、治療に関係のない職員が男性らのカルテを閲覧していた問題で、県病院局は21日、看護師や院長ら33人を口頭注意や文書訓告の処分にしたと県議会福祉生活病院常任委員会で報告した。」
- ・ 「カルテの不適切閲覧の可能性を認識しながら適切に対応しなかったとして、院長と副院長を文書訓告、上司3人を口頭注意とした。」

患者の個人情報の 不適切な取り扱いによ刑事上の責任

秘密漏示罪

秘密漏示罪

- ・ ほとんどの医療者について、刑法その他の法律によって「守秘義務」及び「その罰則」が定められている（秘密漏示罪）
- ・ ①刑法（秘密漏示）
 - ・ 第134条 医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。
- ・ ②保健師助産師看護師法
 - ・ 第42条の2 保健師、看護師又は准看護師は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。保健師、看護師又は准看護師でなくなった後においても、同様とする。
⇒ 五十万円以下の罰金
- ・ ③その他の医療者
 - ・ 他の医療者（診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義歯装具士、救急救命士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士など）についても各法律によって守秘義務が課せられており、それに反すると罰則がある

秘密漏示罪

正当な理由による開示は許される

- ・ もっとも、医師等が秘密を漏らしたら常に処罰されるわけではなく、「正当な理由」に基づくものであれば処罰の対象にはならない
 - ・ 捜査機関からの照会（刑訴法197条2項「捜査について、公私の団体に照会して必要事項の報告を求めることができる」）
 - ・ 児童虐待（児童福祉法・児童虐待の防止等に関する法律）
 - ・ 麻薬中毒者（麻薬及び抗精神薬取締法）
 - ・ 感染症（感染症及び感染症の患者に対する医療に関する法律）など、
- ・ ⇒法令上、**届出や通告が義務付けられている場合**、医師・看護師が、これらの届出を行っただとしても「正当な理由」（法定行為）に基づくものとして、秘密漏示罪の処罰対象にはならない

不正競争防止法上の 営業秘密侵害罪

不正競争防止法上の 営業秘密侵害罪

- ・ **営業秘密侵害罪**・・・不正の利益を得る目的で、又はその営業秘密保有者に損害を加える目的で、窃取、詐欺、強迫等の不正の手段で**営業秘密**を取得、使用、開示する行為等
⇒ 十年以下の懲役若しくは二千万円以下の罰金
- ・ 「**営業秘密**」とは・・・
 - ・ ①秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の（秘密管理性）
 - ・ ②事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって（有用性）
 - ・ ③公然と知られていないもの（非公知性）

（令和5年12月7日NHKネットニュース記事）

令和4年3月、長野県松本市の病院において勤務していた臨床工学技士が、
「病院のパソコンから**人工透析の患者186人分の名前や住所といった個人情報**」を記録媒体にコピーし外部に持ち出したとして、不正競争防止法違反（営業秘密の侵害）の罪に問われ、令和5年12月7日に、**執行猶予3年付きの懲役1年6か月及び罰金50万円**の有罪判決を受けています。また、同裁判における検察側の主張によると「転職先のクリニックと、患者を紹介すれば紹介料を受け取る約束をしたうえで情報を持ち出していた」

両罰規定

(不正競争防止法上の営業秘密侵害罪)

- ・ 不正競争防止法上の営業秘密侵害罪について、**両罰規定**が設けられている
- ・ 従業員等が、法人の業務に関し、不正競争防止法上の営業秘密侵害罪を行った場合
- ・ ⇒法人に対しても、**5億円以下の罰金刑**が科されることになっています。

個人情報データベース等 不正提供罪

個人情報データベースの不正提供罪

- ・（2023年9月15日・日本経済新聞ネットニュース）
- ・ 以前勤務していた建築関連の人材派遣会社の営業先などに関する名刺データを不正に転職先側に提供したとして、40代の会社員の男が警視庁に逮捕された。男は、都内の同業他社から転職する直前の2021年6月、転職元の名刺情報管理システムにログインするIDやパスワードを転職先のグループ会社の社員にチャットアプリで共有。営業先の名刺データを閲覧できるようにし、不正に提供した疑いが持たれている。システムには数万件の名刺データが保管され、共有されたIDやパスワードを使えばすべて閲覧できた。実際に転職先の企業側で営業活動に使われ、成約事例もあったという。
- ・ **個人情報データベースの不正提供罪とは・・・**
 - ・ 2015年の個人情報保護法改正で創設された新しい犯罪類型
 - ・ 上記の通り、令和5年9月に初めて逮捕者が出た

個人情報データベースの不正提供罪

- ・不正提供等罪の処罰対象となる行為は、不正な利益を得る目的で、個人情報を外部に「提供」した場合や、患者情報を「盗用」した場合

⇒罰則として1年以下の懲役または50万円以下の罰金

- ・「提供」とは・・・

他人が利用できる状態に置くことをいい、例えば、個人情報データベースを電子メールに添付して他人に送信したり、電磁媒体にコピーして他人に交付することです。

- ・例えば・・・

患者情報が大量に入ったクラウドサービスについて、外部の人が利用できる状態に置いた場合（自身のID・パスワードを教える、ダウンロードしてUSBで渡す等）、不正提供罪の処罰対象となる

両罰規定 (個人情報データベースの不正提供罪)

- ・ 両罰規定（個人情報保護法第184条）
- ・ 従業員等が、法人の業務に関し、犯罪行為を行った場合は、法人に対しても、1億円以下の罰金刑が科される
- ・ 病院の職員が患者個人情報を、不正な利益を得る目的で外部に提供した場合、当該職員だけでなく、病院（法人）にも重い罰金が科される可能性がある・・・

不正アクセス禁止法違反

不正アクセス禁止法違反

- ・不正アクセスとは・・・

- ・ 他人の識別符号（ID・パスワード等）を悪用することにより、本来アクセスする権限のないコンピュータ・スマホを利用する行為

⇒ 三年以下の懲役又は百万円以下の罰金

- ・例えば・・・

- ・ 看護師が、同僚の看護師のID・パスワードを勝手に使用して、患者の情報を盗み見っていたような場合、不正アクセス禁止法の処罰対象となり得る
- ・ 勝手に、他人のID・パスワードを使って、電子カルテ・クラウド等にログインしない！

個人情報第三者提供には
原則、本人の同意が必要

個人情報第三者提供には 原則、本人の同意が必要

① 原則、本人の同意が必要（個人情報保護法）

- ・ 個人データを第三者に提供するに当たっては、原則として提供の前に本人の同意を得る必要がある

（例）

- ・ 民間保険会社からの照会（交通事故など）
- ・ 職場からの照会（社員の病状に関する問合せ）
- ・ 学校からの照会（児童・生徒の健康状態に関する問合せ）

② 包括同意

- ・ 「医療機関等については、患者に適切な医療サービスを提供する目的のために、当該医療機関等において、通常必要と考えられる個人情報の利用範囲を施設内への掲示（院内掲示）により明らかにしておき、患者側から特段明確な反対・留保の意思表示がない場合には、これらの範囲内での個人情報の利用について同意が得られているものと考えられる。」

（医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス）

個人情報第三者提供には 原則、本人の同意が必要

②包括同意の例

（医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスより）

〔他の事業者等への情報提供を伴う事例〕

当該医療機関等が患者等に提供する医療サービスのうち、

- 一 他の病院、診療所、助産所、薬局、
訪問看護ステーション、
介護サービス事業者等との連携
- 一 他の医療機関等からの照会への回答
- 一 患者の診療等に当たり、
外部の医師等の意見・助言を求める場合
- 一 検体検査業務の委託その他の業務委託
- 一 家族等への病状説明

- ・ 医療保険事務のうち、
 - 一 保険事務の委託
 - 一 審査支払機関へのレセプトの提出
（適切な保険者への請求を含む。）
 - 一 審査支払機関又は保険者への照会
 - 一 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・ 事業者等からの委託を受けて健康診断等を行った場合
における、事業者等へのその結果の通知
- ・ 医師賠償責任保険などに係る、医療に関する専門の団体、
保険会社等への相談又は届出等

第三者提供の例外 (本人の同意が不要となる場合)

③例外規定（本人の同意が不要となる）

- **ア** 法令（条例を含む。）に基づく場合
 - ・ 医療法に基づく立入検査
 - ・ 児童虐待の防止等に関する法律に基づく児童虐待に係る通告等
 - ・ 医療事故が発生した場合の医療事故調査・支援センターへの報告
 - ・ 裁判所からの送付嘱託・弁護士会照会などへの回答
- **イ** 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - ・ 意識不明で身元不明の患者について、関係機関へ照会したり、家族又は関係者等からの安否確認に対して必要な情報提供を行う場合
 - ・ 大規模災害、感染症等で医療機関に非常に多数の傷病者が一時に搬送され、家族等からの問合せに迅速に対応するためには、本人の同意を得るための作業を行うことが著しく不合理である場合

第三者提供の例外 (本人の同意が不要となる場合)

③例外規定（本人の同意が不要となる）

- **ウ** 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - ・ 児童虐待事例についての関係機関との情報交換
 - ・ 感染症患者への対応に当たって、他の患者等への感染を防ぐため、家族等濃厚接触者の迅速な把握のために他の医療機関等に対して必要な個人情報を迅速に共有する
 - ・ 医療機関等が以前治療を行った患者の臨床症例に係る個人データを、観察研究のために他の医療機関等に提供し、当該他の医療機関等を受診する不特定多数の患者に対してより優れた医療サービスを提供できるようになる

第三者提供の例外 (本人の同意が不要となる場合)

③例外規定（本人の同意が不要となる）

- **工** 学術研究機関等が学術研究目的で個人データを提供する場合であり、かつ、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ない場合（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。） ⇒ 学術研究機関等が第三者提供を行う場合

（例）

- ・ 顔面の皮膚病に関する医学論文において、症例に言及する場合であって、写真全体にモザイク処理を施す等の対応をすることにより当該論文による研究成果の公表の目的が達せられなくなるとき

- **オ** 学術研究機関等が個人データの第三者提供を受ける場合であり、かつ、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要がある場合（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）

※オの例外規定は、提供する側は学術研究機関等である必要はない

⇒ 学術研究の場合、第三者提供の本人同意の例外に当たる場合が多いが、個人情報保護法とは別に文科省等策定「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」を遵守する必要あり

医療機器メーカーに対する白内障手術の 動画提供事案

- ・ （令和4年7月13日NHKニュース記事）
- ・ 2022年（令和4年）5月頃、全国の総合病院などに勤務する多数の眼科医が、白内障手術を施す様子を撮影した動画を、患者や勤務先に無断で医療機器メーカー「スター・ジャパン」に繰り返し提供し、当該医師が報酬を得ていたことが明らかとなった
- ・ 医療機器メーカーが、全国の複数の眼科医から自社のレンズを使った手術の動画の提供を受け、現金を支払っていた問題で、**会社が現金を提供した医師は合わせて75人に上り、総額は2000万円を超えることが分かった**
- ・ また、業界団体の医療機器業公正取引協議会は、動画は医師に現金を提供するための名目で、実際には、販売促進が目的だったと認定し、当該医療機器メーカーに対して、最も重い「嚴重警告」処分を行った
- ・ 個人情報保護委員会は、令和4年11月2日、**（当該眼科医が所属する）複数の医療機関に**対し、個人情報保護法に基づく行政指導を行った

医療機器メーカーに対する白内障手術の 動画提供事案

- ・ 学術研究機関等とは . . .

- ・ 「国立・私立大学、公益法人等の研究所など学術研究を主たる目的として活動する機関」や「学会」、「又はそれらに属する者」をいう
- ・ 民間団体付属の研究機関等における研究活動も、当該機関が学術研究を主たる目的としていれば「学術研究機関等」に該当する一方、当該機関が単に製品開発を目的としていれば該当せず、製品開発と学術研究の目的が併存している場合には、主たる目的により判断する（通則GL2-18）。

- ・ 「スター・ジャパン」は学術研究機関等に該当するか（個情委の判断）

- ・ 個人情報保護委員会は、
- ・ 「なお、一般的に医療機器メーカーは、学術研究を主たる目的とするものではないことから、「学術研究機関等」には該当せず、本件事案について、法第27条第1項第7号（※**上記例外規定才**）の例外には該当しないため、留意が必要である。」と注意喚起をした

医療機器メーカーに対する白内障手術の 動画提供事案

- ・ 本件事案においては、全国60の医療機関の所属する医師が医療機器メーカーに手術動画等を提供したものであり、その中には大学病院や学会に所属する医師も多数いたものと思われる
 - ・ ⇒ 提供元が学術研究機関等に該当する可能性が高い
- ・ それにもかかわらず、**上記例外規定エ**により、手術動画の提供が適法とならなかったのは、「**当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき**」という要件を満たさなかったからではないかと思われる

(令和4年7月13日NHKニュース記事)

「この問題で医療機器メーカーの業界で作る「医療機器業公正取引協議会」は13日会見を開き、調査の結果、会社が現金を提供した医師は4年前からこれまでに75人で総額は2145万円に上ることを明らかにしました。医師から提供を受けた手術の動画は117本に上りますが、相当数が一度も利用されず、会社としての管理も行われていなかったということです。動画の提供を受ける目的について、契約書類には学術資料などと記載されていますが、これらの契約は社内では「ビデオキャンペーン」と呼ばれ、内部資料にはレンズの売上げ確保を目的としていることが明記されているということです。」

個人情報漏洩時の報告義務 と要配慮個人情報

要配慮個人情報とは

- ・ 「**要配慮個人情報**」とは、 . . .
- ・ 不当な差別や偏見その他不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして法律、政令及び規則で定める記述が含まれる個人情報をいう
- ・ 要配慮個人情報については、個人情報保護法上、特に慎重な取り扱いが要求されている

要配慮個人情報とは

- ・ 医療・介護関係事業者が取り扱う『要配慮個人情報』の具体例
- ・ 診療録等の診療記録や介護関係記録に記載された病歴
- ・ 診療や調剤の過程で、患者の身体状況、病状、治療等について、医療従事者が知り得た診療情報や調剤情報
- ・ 健康診断の結果・保健指導の内容
- ・ 障害（身体障害、知的障害、精神障害等）の事実

⇒ たいていの患者情報は、要配慮個人情報に当たる！

要配慮個人情報とは

- ・ その他の要配慮個人情報 は ・ ・ ・
- ・ 信条（宗教上の信仰や、政治的・思想的な主義など）
 - ・ 思想（政治的・思想的な主義など）や信仰（宗教的な信仰）など、個人の基本的なものの見方・考え方
- ・ 犯罪の経歴・犯罪の被害にあった事実
 - ・ 患者が犯罪を犯し、有罪の判決を受けた事実、患者が犯罪被害を受けた事実等
- ・ などなど ・ ・ ・

個人情報保護委員会への報告義務

- ・ 令和4年4月1日より、個人情報の漏えい等が発生し、「個人の権利利益を害する恐れが大きい場合」には、**個人情報保護委員会への報告、及び本人への通知**が義務化された
- ・ 個人情報保護委員会の規則で、以下の4つの類型が規定されている
 - ・ ①**要配慮個人情報**の漏えい
 - ・ ②財産的被害のおそれがある漏えい → クレジットカード情報など
 - ・ ③不正の目的によるおそれがある漏えい → ハッカーによる攻撃など
 - ・ ④1,000件を超える漏えい → 大量漏洩

個人情報保護委員会への報告義務

- 漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれ大きい場合に、委員会への報告及び本人への通知を義務化する。

改正前	改正後
個人情報保護委員会に報告及び本人通知するよう <u>努める</u> （委員会告示）	漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれ大きい場合に、 <u>個人情報保護委員会への報告及び本人への通知を義務化</u> する（§26）

個人情報取扱事業者

個人情報保護委員会



報告



本人

通知



漏えい等報告の義務化の対象事案

（委員会規則で定める要件）

- 要配慮個人情報の漏えい等
- 財産的被害のおそれがある漏えい等
- 不正の目的によるおそれがある漏えい等
- 1,000件を超える漏えい等

これらの
類型は
件数に
関わりなく
対象

※各類型につき、漏えい等の「おそれ」がある事案も対象。

個人情報保護委員会への報告義務

例) 医療機関において、健康診断の結果を誤って本人以外の患者に交付した

- ・ 個人情報保護委員会は「健康診断の結果等の要配慮個人情報が含まれる個人データを漏えいした場合に該当するため、**件数にかかわらず**報告対象となります。」との見解を示している
- ・ 誤交付は患者 1 件に関するものですが、それでも報告義務の対象ということになる
- ・ なお、個人情報保護委員会への報告自体は、同委員会のホームページ上の入力フォームから簡単に行うことができるので、報告すること自体の作業はあまり負担にならないようです

ご清聴ありがとうございました